

岐阜県公報

号外四 平成二十年三月三日

目次

公示

平成二十年度技能検定（前期及び随時）の実施

（労働雇用課）

ページ

平成二十年度技能検定（前期及び随時）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定により平成二十年度技能検定（前期及び随時）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施等級等

技能検定は、一級、二級、三級、単一等級、基礎一級及び基礎二級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 技能検定試験の時期、実施職種及び手数料、日程、実施場所等

1 時期、実施職種及び手数料

(一) 前期実施

二及び一級		等級	職種名	作業名	実技試験	手数料
金属熱処理	铸造					
一般熱処理作業	鑄鉄鑄物铸造作業	造園工事作業	室内園芸装飾	室内園芸装飾作業		

		備考		
		塗料調色	産業洗浄	高圧洗浄作業
機械加工	鍛造	(二) 隨時実施		
普通旋盤作業	ハンマ型鍛造作業	一 認定職業訓練施設（法第二十五条规定する職業訓練施設をいづる）において職業訓練を受けている者（短期訓練生及び就職している者を除く。）	二 公共職業能力開発施設（法第十五条の六第一項各号に掲げる施設をいう。）において職業訓練を受けている者又は職業能力開発総合大学校において指導員訓練若しくは職業訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者（以下「短期訓練生」という。）を除く。）	
	プレス型鍛造作業	三 大学に在学する者	三 高等学校又は中等教育学校の後期課程に在学する者	
		四 専修学校又は各種学校に在学する者	四 高等専門学校に在学する者	
		五 短期大学に在学する者	五 大学に在学する者	
		六 その他知事が認める者	六 その他知事が認める者	

機械検査	機械検査作業	一万三千円
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト 作業	一萬五千七百円
機械保全	コールドチャンバダイカス ト作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
機械系保全作業	機械系保全作業	
電気機器組立て	回転電機組立て作業	
電子機器組立て	変圧器組立て作業	
機械保全	配電盤・制御盤組立て作業	
電子機器組立て	開閉制御器具組立て作業	
機械保全	回転電機巻線製作作業	
電子機器組立て	プリント配線板設計作業	
機械保全	プリント配線板製作作業	
電子機器組立て	染色	
機械保全	冷凍空氣調和機 器施工	
電子機器組立て	冷凍空氣調和機器施工工作業	
機械保全	織物・ニット浸染作業	
電子機器組立て	丸編みニット浸染作業	
機械保全	二ツト製品製造	
電子機器組立て	靴下製造作業	
機械保全	婦人子供服製造	
電子機器組立て	紳士服製造	
機械保全	婦人子供服製造	
電子機器組立て	紳士既製服製造	
機械保全	婦人子供既製服製造	
電子機器組立て	一万三千円	
機械保全	一万五千七百円	
布はく縫製	ワイシャツ製造作業	
印刷	オフセット印刷作業	
家具製作	木製建具手加工作業	
家具製作	家具手加工作業	
印刷	書籍製本作業	
建具製作	書籍製本作業	
機械保全	射出成形作業	
機械保全	インフレーション成形作業	
機械保全	ク成形	
機械保全	強化プラスチック成形	
機械保全	圧縮成形作業	
機械保全	プロー成形作業	
機械保全	石材施工	
機械保全	石材加工作業	
機械保全	手積み積層成形作業	
機械保全	石張り作業	
機械保全	パン製造	
機械保全	パン製造	
機械保全	ハム・ソーセージ・ベーコン製	
機械保全	造ジハム・ソーセージ・ベーコン製	
機械保全	造ジハム・ソーセージ・ベーコン	
機械保全	水産練り製品製	
機械保全	建築大工	
機械保全	大工工事作業	
機械保全	かわらぶき	
機械保全	左官	
機械保全	とび	
機械保全	左官作業	
機械保全	タイル張り	
機械保全	タイル張り作業	
機械保全	建築配管作業	

型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	シーリング防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
外装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業
鋼製下地工事作業	鋼製下地工事作業
ボード仕上げ工事作業	ボード仕上げ工事作業
カーテン工事作業	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
表装	建築塗装作業
塗装	壁装作業
工業包装	金属塗装作業
工業包装作業	金属塗装作業
噴霧塗装作業	噴霧塗装作業
鋼橋塗装作業	鋼橋塗装作業
備考 随时実施の三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとします。	(1) 前期 実技試験 平成二十年六月九日(月)から平成二十一年九月十七日(水)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

		(2) 学科試験 検定職種」とに次のとおりです。	
一 二級	一級及び二級	一 二級	一 二級
造園、金屬熱處理、金屬プレス加工、製材のJ型立て、産業車両整備、染色(織物・ニット浸染加工法に限る)、プラスチック成形(圧縮成形法、射出成形法及びインフレーション成形法に限る)、とび、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、セメント系防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法に限る)、サッシ施工、塗装(木工塗装法、建築塗装法、金属塗装法及び噴霧塗装法に限る)。	機械加工(旋盤加工法、フライス盤加工法、ボール盤加工法、中ぐり盤加工法、研削盤加工法、歯切り盤加工法、マシニングセンタ加工法、精密器具製作法及び工業彫刻法に限る)、鉄工(製缶作業法及び構造物鉄工作業法に限る)、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作法に限る)、木型製作、家具製作(家具手加工作業法及び家具機械加工作業法に限る)、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法に限る)、広告美術仕上げ(広告板ペイント仕上げ法及び広告板粘着シート仕上げ法に限る)。	平成二十年八月二十四日(日)	平成二十年七月二十七日(日)
平成二十年八月三十一日(日)			

<p>一 写真</p> <p>(一) 一級及び二級</p> <p>園芸装飾、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業法に限る。）、放電加工（數値制御形彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法に限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金加工法及び打出し板金加工法に限る。）、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て（変圧器組立て法及び配電盤・制御盤組立て法に限る。）、強化プラスチック成形（積層成形法に限る。）、石材施工（石張り施工法及び石積み施工法に限る。）、ブロック建築、タイル張り、表装、フランク装飾</p> <p>(二) 単一等級</p> <p>路面標示施工、塗料調色</p>	<p>二 隨時</p> <p>実技試験及び学科試験は、平成二十年四月一日（火）から平成二十一年三月三十日（火）までの間ににおいて、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。</p> <p>実施場所</p> <p>実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。</p> <p>問題の公表</p> <p>実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者へ送付します（ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しません。）。</p> <p>前期試験の問題の公表は、平成二十年六月一日（月）から行います。</p> <p>三 受検申請の手続</p> <p>1 提出書類等</p> <p>(一) 前期</p> <p>(1) 県が指定する技能検定受検申請書</p> <p>(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し</p> <p>(3) 二の(一)に定める手数料</p>
--	---

<p>四 合格の発表等</p> <p>1 技能検定合格者の発表</p> <p>(一) 前期</p> <p>(2) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。</p> <p>(6) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しません。</p>	<p>2 提出先</p> <p>〒501-0084 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内 岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八-233-4777）</p> <p>3 受付期間</p> <p>(一) 前期</p> <p>平成二十年四月三日（木）から平成二十年四月十六日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(二) 隨時</p> <p>原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで</p> <p>4 受検申請に関する注意</p> <p>(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。</p> <p>(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面上に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面（写しでも可）を同封してください。</p> <p>なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。</p> <p>(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二の(一)に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。</p> <p>(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるものに限り、受け付けます。</p> <p>(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。</p> <p>(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しません。</p>
---	---

技能検定合格者の受検番号は、平成二十年七月二十七日（日）に学科試験を実施する職種に関しては平成二十年八月二十七日（水）、その他は平成二十年十月三日（金）付けて岐阜県産業労働部労働雇用課前に掲示されます。

(一) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいすれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十年七月二十七日（日）に学科試験を実施する職種に関しては平成二十年八月二十七日（水）、その他は平成二十年十月三日（金）付けの書面で通知されます。

(二) 技能検定合格証書等の交付

一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

2 随時

(一) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいすれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会が書面で通知します。

(二) 技能検定合格証書の交付

三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

五 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験（要素試験及びペーパーテスト）の得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階　電話〇五八一七一一三八）

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票
(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいづれか一つ

六 その他

随時実施の三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定は、外国人の技能実習制度にかかる研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものです。

なお、技能検定について不明な点は、岐阜県産業労働部労働雇用課（電話〇五八二七一八四一二）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八一三三三四七七七）までお問い合わせください。